

(目的)

第1条 この規程は、消防組合の事務事業の改善について、職員の提案を奨励し、もって公務能率の向上、勤労意欲の高揚を図ることにより、住民福祉に寄与することを目的とする。

(提案の内容)

第2条 提案は、次の各号に掲げるもので、具体的かつ実現可能なものでなければならない。

- (1) 消防・救急業務の改善、合理化に関すること。
- (2) 事務の改善、合理化に関すること。
- (3) 住民サービスの向上に関すること。
- (4) 経費の節減に関すること。
- (5) その他行政効果の向上に関すること。

(提案の方法)

第3条 提案しようとする職員は、提案書(様式第1号)に参考資料を添付して総務課長に提出するものとする。

2 提案は、単独または協同でも行うことができる。

(提案の時期)

第4条 職員は、随時提案することができる。

2 管理者は、特定事項につき特に期限を定めて提案を募集することができる。

(提案の審査)

第5条 総務課長は、提案のあつた内容について調査、研究し、参考資料を添えて鯖江・丹生消防組合職員提案審査委員会(以下「委員会」という。)に提出する。

2 委員会は、提案を審査し、次の各号に掲げる判定を行い審査記録書(様式第2号)を添えて管理者に報告する。

- (1) 採用、不採用および保留の判定
- (2) ほう賞の程度

(審査の内容)

第6条 審査は、提案者の氏名を秘して行う。

2 審査は、その独創性、現実性、効果の範囲、受益の程度その他の要素を考慮して、公平に行われなければならない。

3 同種の提案の優先権は、収受の順による。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、鯖江市副市長の職にある副管理者、消防長、次長および総務課長をもつて組織する。

2 委員会に委員長をおき、副管理者をもつてあてる。

3 委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(平21訓令1・一部改正)

(ほう賞等)

第8条 管理者は、委員会の報告に基づき提案を採用したときは、提案者をほう賞する。なお採用以外の提案であっても努力のあとが著しいと認められる場合には、ほう賞することができる。

2 管理者は、提案の効果の程度により、鯖江・丹生消防組合職員表彰規程(昭和46年訓令第1号)および消防職員表彰規程(昭和46年消防署訓令第1号)の例により、提案者を表彰する。

(通知)

第9条 総務課長は、採否の結果を提案者に通知しなければならない。

(事務)

第10条 提案制度に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

様式第1号

提 案 書

提出 年月日	年 月 日		※総務課 収受番号	No. _____ 年 月 日 時
提案者	所 属		氏 名	
提案の 主 題				
提 案 概 要	(方法等を分かりやすく簡単に)			
提 案 効 果	例えばある作業に何分、何人、何円掛かったものを何分、何人、何円でよい			
提案の 動 機	創 意 引 用()			

提案用紙(明細)

具体的に現在の方法と比較し、次の各号に掲げる項目に従って記載してください。

- (1) 達成しようとする目的
- (2) 達成のための方法または手段
- (3) 達成後の効果、効率等
- (4) その他

[illegible]

審 查 記 錄 書

審 年	査 月 日	年 月 日	年 月 日	判 年 月	定 日	年 月 日
判	区分	採 用 不 採 用 保 留			ほ う 賞	賞 円) (
	理由					交
					審査委員会出席者の職・氏名	
定					備 考	